

## 特定除外水域航行に関する特別条項

(令和元年 5 月 31 日改正)

**第1条** 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶が次に掲げる水域を航行することを包括的に承諾する。

(1) Lebanon

(2) Venezuela

ただし Lake Maracaibo および北緯 11 度以南の Gulf of Venezuela を除く。

**第2条** 第1条における承諾は、当該航海において武器、弾薬を貨物として輸送していないことを条件とする。

**第3条** 航路定限外航行に関する特別条項（戦争保険用）第2条の規定にかかわらず、当会社は、第1条の承諾にもとづく除外水域航行の、保険契約者または被保険者による通知を免除する。

**第4条** 当会社は3営業日（当会社の営業日とする。）前の予告をもって、第1条の承諾を解除することができる。